

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第166回 外資系企業の苦情申し立て制度に関する細則の公布

2020年8月31日に中国商務部より公布された、「外商投資企業苦情申し立て業務弁法」（以下「弁法」という）が、2020年10月1日から正式に施行されることになっています。「外商投資法」およびその実施条例では、「外商投資企業苦情申し立て業務メカニズム」という新たな制度の構築について原則的な規定が設けられたのみでしたが、「弁法」ではこの制度の具体的な内容および執行方法について詳細に規定されており、今回はそのポイントをご紹介します。

◇地方政府の行為により外資系企業の利益が損なわれた例

ある日本企業W社では、華南地域の事業展開を行うための拠点として、中国南方の都市を選んで現地法人を設立することを計画していた。先行調査段階で、南方地域にあるC市の政府が管轄する経済技術開発区より、現地法人のために適当な建設用地を提供することの保証のほか、補助金などの優遇政策提供の申し出を受けたため、W社では現地法人をC市の開発区に設立することを決定した。

しかし、現地法人の設立後、C市の開発区から提供された土地には権利所属上の瑕疵（かし）が存在するため「土地使用権証書」を取得できないことが判明した。その後C市内で長期間にわたり各方面との協議・調整を試行しても、結局この問題は解決に至らず、他の土地ではW社のプロジェクト建設のニーズを満たすことができなかつたため、最終的にW社はC市からの撤退を決定し、現地法人は何の事業も実施できないまま解散・清算される結果となった。

◇「弁法」に規定された外資系企業の苦情申立制度のポイントと留意点

以下の規定は、日系企業にとっても注目すべきものと思われます。

1. 申し立ての主体：外資系企業だけでなく、外国投資者からも申し立てることができる。
2. 申し立てることのできる事項
 - 政府およびその職員による、苦情申し立て主体の適法な権益を侵害する行政行為
 - 投資環境について存在する問題の通報、関連政策措置の整備にかかる建議の提出
 - ただし、外資系企業や外国投資者とその他の法律主体との間の民事紛争については、申し立てることのできる事項には含まれていません。
3. 申し立て先機関
 - 商務部が設立する「全国外商投資企業苦情処理センター」により、国務院および省級政府に開する苦情案件の処理を行う。
 - 県級以上の地方人民政府が指定する部門または機関が管轄地域の苦情処理業務に責任を負う。
 - 「弁法」では地方政府の苦情処理機関の標準名称や指定する担当機関について規定されていないため、各地によって苦情処理対応を担当する機関が異なるものとなる可能性があります。

4. 苦情申し立て手続きの要件

- 申し立て人は、苦情を記載した書類とともに、証拠を提供しなければならない。
- 申し立て書類は直接窓口で提出するか、書類郵送、ファクス、電子メール、システムからのオンライン操作などにより提出することもできる。
→申し立て書類の書式や証拠資料の整理の仕方が、申し立ての効果に直接大きく影響するものとなります。

5. 苦情処理のプロセス

- (1) 受理：申し立て書類が全てそろっている場合、苦情処理機関は7業務日以内に受理するか否かを決定しなければならない。
- (2) 処理：受理後、苦情処理機関では申し立てられた事項に応じて以下のうちいずれかの方式を適用して処理することができる。
 - (a) 申し立て人と申し立て対象による和解の仲立ち（和解協議の締結を含む）
 - (b) 申し立て対象との協議・調整
 - (c) 関連する政策措置を改善する建議の関係政府機関への提出
 - (d) 苦情処理機関が適当と考えるその他の処理方式
- (3) 決定：苦情処理機関では、苦情を受理した日から60業務日以内に苦情事項の処理を完了しなければならない。関係する機関が多く、状況が複雑な苦情事項については、処理期限を適度に延長することができる。
- (4) 救済：苦情の申し立て人が地方の苦情処理機関が行った不受理決定または苦情の処理結果に対して異議がある場合は、同一の苦情事項について、さらに上級の苦情処理機関に申し立てることができる。

6. 外資系企業や外国投資者が苦情申し立てを行ったことが、その後行政不服審査を申し立てたり、行政訴訟を提起するにあたって支障になるということはなく、他の適法な手段により政府への問題通報を行うことは依然可能である。

◇日系企業へのアドバイス

この苦情申し立て制度は、紛争事件処理への強制的な効力を持つものではなく、協議・調整、交渉の方式を採用するもので、行政不服審査や行政訴訟のプロセスとはかなり差のあるものとなっています。それでも、苦情申し立て制度が確立されることによって外資系企業が中国各級政府と対話するためのルートが開かれることになり、この制度の適切な活用は、外資系企業の要求、主張や訴えなどを実現する上で一定の積極的な意義を持つものになると思われます。

コロナワクチンの有効期間3年＝年産能力3億回分—シノバック

7日付の中国紙・新京報(A6面)によると、中国の科興控股生物技術(シノバック・バイオテック、本社北京市)の尹衛東董事長兼最高経営責任者(CEO)は6日、開発中の新型コロナウイルスワクチンについて、常温で1カ月保存でき、接種後の有効期間が3年に及ぶことを明らかにした。

北京市で開催中の中国国際サービス貿易交易会(服貿会)に合わせて開かれた「公共衛生フォーラム」で語った。同社が開発中の不活性化ワクチンは現在、最終段階の臨床試験をブラジルとインドネシアで進めているほか、トルコとバングラデシュでも試験の認可を取得。尹董事長は「ワクチンを接種した志願者の100%が抗体反応を示した」と効果に自信を示し、認可後は年産能力を3億回分に拡大する方針を示した。(北京時事)